

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

近畿（滋賀）厚生年金 事案 15302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与（半期インセンティブ）から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された賃金関係資料、平成20年に同社から提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出された給与明細書に記されている厚生年金保険料相当額は、いずれも、当該賃金台帳等に記されている全ての者の賞与額に見合っており、これらの賞与額に基づく保険料控除額であると認められる。

また、前述の賃金関係資料には、申立期間並びに平成16年2月及び同年8月に支払われた半期インセンティブから控除された社会保険料の合計額が記されているところ、当該社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出された給与明細書に基づき算出される申立期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人の主張する額とおおむね符合している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社か

ら賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成19年12月1日から20年1月1日までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑬までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月5日は50万円、16年12月3日は55万円、17年7月1日は20万円、同年12月2日は62万5,000円、18年6月30日は28万円、同年12月5日は58万6,000円、19年6月29日は30万円、同年12月5日は58万6,000円、20年6月24日は40万円、同年12月5日は58万7,000円、21年6月25日は40万円及び同年11月30日は58万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月1日から20年1月1日まで
② 平成15年12月5日
③ 平成16年12月3日
④ 平成17年7月1日
⑤ 平成17年12月2日
⑥ 平成18年6月30日
⑦ 平成18年12月5日
⑧ 平成19年6月29日
⑨ 平成19年12月5日
⑩ 平成20年6月24日
⑪ 平成20年12月5日
⑫ 平成21年6月25日

⑬ 平成 21 年 11 月 30 日

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う額よりも低い額で記録されていること、並びに申立期間②から⑬までの各期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

給与明細書、賞与明細書、源泉徴収票、金融機関の通帳（写し）及び取引明細書を提出するので、当該期間の記録をそれぞれ訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については標準報酬月額が実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う額と相違している旨、また、申立期間②から⑬までの各期間については標準賞与額の記録が無い旨をそれぞれ申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①の標準報酬月額の記録については、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料等が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②から⑬までの期間のうち、申立期間⑥及び⑧を除く期間について、申立人から提出された賞与明細書及び貯金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき、前述の賞与明細書に記されている厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 5 日は 50 万円、16 年 12 月 3 日は 55 万円、17 年 7 月 1 日は 20 万円、同年 12 月 2 日は 62 万 5,000 円、平成 18 年 12 月 5 日は 58 万 6,000 円、19 年 12 月 5 日

は58万6,000円、20年6月24日は40万円、同年12月5日は58万7,000円、21年6月25日は40万円、同年11月30日は58万7,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間⑥及び⑧について、申立人から提出された給与明細書、平成18年及び19年の源泉徴収票並びに前述の貯金通帳の写しから判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、特例法に基づき、前述の貯金通帳の写しの振込額、前述の源泉徴収票並びに前述の給与明細書に記されている厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、平成18年6月30日は28万円、19年6月29日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る前述の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、事業主は、申立期間当時の資料等が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社C支社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

私は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間と同期間において、厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙には、昭和49年1月1日付けで、同支社が、A社から分離され新規に適用事業所となった旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支局ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除

していたので、申立人を含む前述の 45 人全員についても、保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述のとおり、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 49 年 1 月 1 日であることから、申立人の A 社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 48 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 48 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年11月から18年8月までは24万円、同年9月から24年7月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から24年8月21日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額で記録されていることが分かった。

申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額記録については、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成11年11月から18年8月までは24万円、同年9月から24年7月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与額より低い報酬月額を届出したと回答している上、

オンライン記録における申立期間の標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年7月15日は27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

元同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社の回答から、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、A社における申立期間の前後の年に係る賞与支給日の記録から、平成16年7月15日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書の賞与支給額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年1月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月2日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、B社から同社の関連会社であるA社に転籍した時期であり、同社には昭和44年の年始から勤務したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、B社からA社に転籍した間も継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立期間の前後にA社における被保険者記録がある者のうち、申立人と同様にC社のD営業所(申立期間前にB社に改組)に入社し、その後、A社に異動したとする複数の元同僚は、「申立人も自身も、申立期間の前後を通じ、勤務形態や給与処遇に変化は無かった。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の陳述並びに申立人及び元同僚の雇用保険の記録から、昭和44年1月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44

年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和56年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主からは回答を得ることができない上、同社の後継事業所であるとするE社は、A社に係る資料が無く不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社B工場から同社C工場に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も同社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人の異動日は昭和53年10月1日と考えられる。」旨回答していることから、昭和53年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社B工場が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和53年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月21日から同年6月1日まで

平成15年5月21日にA社に入社し、給与から同年5月の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月1日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、タイムカード及び同社の回答などから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成15年5月21日として届出すべきところ、同年6月1日と誤って届出したことを認めている上、事業主から提出された申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日が同日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は5万円、同年12月10日は31万2,000円、16年7月9日及び同年12月10日は20万9,000円、17年7月8日及び同年12月9日は22万1,000円、18年7月10日及び同年12月8日は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該期間に賞与が支給されていたことが確認できる預金通帳等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及び取引明細並びにB銀行C支店から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じく申立期間に標準賞与額の記録の無い複数の同僚から提

出された当該期間に係る賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の預金通帳、未記帳の取引明細、普通預金元帳及び同僚から提出された賞与明細書から、平成15年7月10日は5万円、同年12月10日は31万2,000円、16年7月9日及び同年12月10日は20万9,000円、17年7月8日及び同年12月9日は22万1,000円、18年7月10日及び同年12月8日は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万円とされているが、申立人は、当該期間について訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、平成 14 年 12 月から 15 年 11 月までは 22 万円、同年 12 月は 15 万円、16 年 1 月から 19 年 3 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 21 日から 19 年 4 月 1 日まで
ねんきん定期便と A 社に勤務した期間に係る給与明細票及び給与明細書（以下「給与明細書」という。）を照らし合わせたところ、申立期間は、年金記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の倍額が控除されていたことが分かった。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認及び推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年12月から15年11月までは22万円、同年12月は15万円、16年1月から19年3月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年11月に係る標準報酬月額については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらないものの、前後の期間に係る給与明細書及び同僚の陳述から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主から回答は得られないものの、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15312

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月1日から19年4月21日まで

A社から交付された申立期間に係る給与明細票及び給与明細書（以下「給与明細書」という。）を見ると、控除されていた厚生年金保険料は、現在、記録されている標準報酬月額に見合う金額よりも高額となっている。

申立ての事実を確認できる給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主から回答は得られないものの、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主から社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月21日から同年11月1日まで
昭和40年10月1日にA社からC社に転籍し、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、C社は昭和40年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、B社は、「申立期間当時、給与計算及び社会保険事務は当社で行っていた。」旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の昭和40年10月の定時決定の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したことは考え難いことから、事業主が昭和40年10月21日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和54年9月及び同年11月は17万円、55年2月は18万円、同年4月は17万円、同年5月は18万円、同年6月及び同年7月は17万円、同年9月は18万円、同年12月は19万円、57年5月は20万円、同年6月及び同年7月は19万円、58年5月から59年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

次に、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年9月から3年1月までは38万円、4年11月から5年3月までは41万円、同年4月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月1日から同年8月11日まで
② 昭和53年8月11日から59年4月1日まで
③ 平成2年9月1日から5年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、給与明細書によると厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額記録を給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う額に訂正してほしい。

さらに、B社に勤務していた申立期間③についても、標準報酬月額記録を給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、55 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 56 年 1 月 1 日までの期間、57 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、58 年 5 月 1 日から 59 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、54 年 9 月及び同年 11 月は 17 万円、55 年 2 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円、同年 5 月は 18 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 17 万円、同年 9 月は 18 万円、同年 12 月は 19 万円、57 年 5 月は 20 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 19 万円、58 年 5 月から 59 年 1 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については確認できない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③のうち、平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 2 月 1 日までの期間、4 年 11 月 1 日から 5 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、申立人から提出された給与明細票により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、2 年 9 月から 3 年 1 月までは 38 万円、4 年 11 月から 5 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事業を廃業しているため確認できる資料は無い。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否

かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間のうち、昭和53年4月1日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社は、昭和53年8月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①は適用事業所となる前の期間である。

また、A社は、「申立期間①当時から役員をしている者への聴取をしてみたが分からないとのことであり、申立期間①当時の資料等も保管しておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料控除について確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は年度の記載が無い1月、2月及び4月の給与明細書を昭和53年のものであり、当該給与明細書から厚生年金保険料額が控除されていると主張しているところ、申立人から提出されたC市の年度の記載が無い市民税・県民税特別徴収税額通知書を昭和55年度（昭和54年分所得）と仮定した場合、当該通知書により確認できる給与支払金額及び社会保険料控除額は、申立人が53年とする1月、2月及び4月の給与明細書、54年5月から同年12月までの給与明細書及び同年3月は前後の月により推認又は確認できる給与支給額及び社会保険料控除額の合計額と一致していることから、当該給与明細書は、53年のものではなく、54年1月、同年2月及び同年4月の給与明細書であったと推認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた申立期間①当時の元同僚4人は、A社において、厚生年金保険の加入記録が見当たらない上、当該4人のうち、所在が判明した1人は、「私は申立人を知らない。私がA社で勤務していた昭和52年8月から53年3月までの期間の厚生年金保険の加入記録は無い上、当該期間の厚生年金保険料控除については、給与明細書も無く分からない。」と陳述している。

加えて、A社に係る被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和53年8月11日に厚生年金保険の資格を取得している元同僚4人（申立人を除く。）の雇用保険の加入記録によると、4人とも申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格取得日より以前から資格取得していることが確認できる上、当該4人中、回答が得られた3人のうち2人は、「私は昭和53年2月に入社したが、厚生年金保険被保険者記録は同年8月からとなっている。当該期間の厚生年金保険料控除については、給与明細書が無いので分からない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿において申立期間②に被保険者記録が有る者のうち、所在が判明した77人に照会を行い23人から回答が得られたが、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除の状況については回答を

得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間②のうち、昭和53年9月1日から54年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から55年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、56年1月1日から57年5月1日までの期間、同年8月1日から58年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び元同僚から提出された給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和53年8月11日から同年9月1日までの期間、59年2月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③のうち、平成3年2月1日から4年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細票等の資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15315

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社において勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低く記録されている。

申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 7 日から 53 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 11 月 18 日から 56 年 1 月 5 日まで

A社に申立期間①及び②も継続して勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社は既に解散しており、元代表取締役の一人は、「A社に係る資料は保管していないため、申立人の入社日や勤務期間は不明である。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在の判明した7人に照会したところ回答が得られた2人とも、申立人の入社日及び勤務期間は分からないとしている。

さらに、当時の経理事務担当者は、「申立人を厚生年金保険に加入させるまでは給与から保険料を控除していなかった。」旨回答している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人が氏名を記憶する複数の同僚のうち一人は、厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間も継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元代表取締役の一人は、「当時の資料を保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の経理事務担当者は、「申立人を一旦、厚生年金保険に加入させたが、申立人の要望により給与の支払方法を出来高払に変更したタイミングで厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。資格喪失後は保険料を控除しなかった。」旨回答している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間は、A社B工場から同社（本社）に転勤した時であり、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様、昭和 47 年 3 月 31 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日に同社（本社）において資格取得している同僚から提出された申立期間に係る昭和 47 年分の賃金明細書及び給与所得の源泉徴収票により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社は、「当該同僚の申立期間に係る賃金明細書等の記録からすると、申立人についても当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが推測できる。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 18 日から 38 年 4 月 21 日まで
オンライン記録では、A社（現在は、B社）C工場（厚生年金保険の適用事業所名は、D工場、E工場及びC工場の順に変遷）に勤務していた申立期間について、昭和 41 年 12 月 26 日に脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時のA社における退職者に係る脱退手当金の取扱いについて、B社は、「昭和 43 年 1 月に、厚生年金給付請求手続については、その全てを退職者本人が社会保険事務所（給付課。当時）に対して行うよう徹底を促す旨のF職からの通達が出ていることから、申立期間も同様の取扱いであったと考えられる。」旨回答し、当時、A社E工場における社会保険手続を担当していたとする元従業員は、「退職者には、脱退手当金の制度があることを説明し、受給する場合は退職者自身で手続するよう案内していた。」旨陳述しているところ、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 30 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後 3 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 14 人（申立人を除く。）のうち 9 人が脱退手当金の支給決定がされていることが確認でき、当該 9 人のうち、所在が判明した 4 人に当時の脱退手当金の取扱いについて照会したところ、当時のことを記憶しているとする 3 人とも、「会

社から一時金の説明があり、脱退手当金を受け取った。」旨陳述していることから、申立人も脱退手当金の制度について、退職時に説明を受けていたと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。